

小型空調パッケージプラン定義書

平成 29 年 4 月 1 日実施

京和ガス株式会社

目 次

| | |
|---------------------|---|
| 1. 用語の定義 | 1 |
| 2. 適用条件 | 1 |
| 3. 契約の締結 | 1 |
| 4. 使用量の算定 | 2 |
| 5. 料 金 | 2 |
| 6. そ の 他 | 2 |
| 付 則 | 3 |
| 1. 実施の期日 | 3 |
| 2. 旧選択約款にもとづくガス使用契約 | 3 |
| (別 表) | 3 |
| 1. 早収料金の算定方法 | 3 |
| 2. 料金表 | 3 |

小型空調パッケージプラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kw (30US. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 小型空調機器を使用すること。
- (2) 小型空調機器以外のガス燃焼機器を使用していること。
- (3) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が40立方メートル毎時以下であること。

3. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社へ申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

②一般ガス供給約款または他のガス料金プラン定義書からこの定義書へ変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までとい

たします。

③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款や他のガス料金プラン定義書に定める料金への変更をした

お客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他のガス料金プラン定義書（一般ガス供給約款に定める料金を除きます）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

4. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

5. 料金

① 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

② 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

6. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書（以下「本定義書」といいます。）は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします

2. 旧選択約款にもとづくガス使用契約

小型空調パッケージ契約（選択約款）にもとづくガス使用契約は、1. の実施期日から、小型空調パッケージプラン定義書に変更となります。

（別 表）

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（1 円未満の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1+消費税率）

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A その他期の使用量が0立方メートルから80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B その他期の使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C その他期の使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

料金表D 冬期の使用量が0立方メートルから80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期の使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 冬期の使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

| | |
|--------|------|
| 1か月につき | 864円 |
|--------|------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 101.20円 |
|------------|---------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

| | |
|--------|--------|
| 1か月につき | 1,728円 |
|--------|--------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 90.40円 |
|------------|--------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

| | |
|--------|--------|
| 1か月につき | 3,888円 |
|--------|--------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 79.60円 |
|------------|--------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

| | |
|--------|------|
| 1か月につき | 864円 |
|--------|------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 120.49円 |
|------------|---------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

| | |
|--------|--------|
| 1か月につき | 1,728円 |
|--------|--------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 109.69円 |
|------------|---------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

| | |
|--------|--------|
| 1か月につき | 3,888円 |
|--------|--------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 98.89円 |
|------------|--------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。